不利益処分の名称	とよた市民活動センター利用登録申請の却下
根拠法令等の条項	とよた市民活動センター管理規則第２条第２項
法令等の定め 又は概要	市長は、前項の規定による申請が市民活動を行っている者としての要件に適合すると認め、当該団体を登録したときは、市民活動団体等登録通知書（様式第２号）を交付する。
処　分　基　準	とよた市民活動センター施設管理事務手引書（内規） 第３　登録団体の管理 １　新規登録 （１）登録要件 ア　豊田市市民活動促進条例第２条に規定される市民活動団体であること。 イ　団体の構成員が２名以上いること。 ウ　特定非営利活動促進法別表に規定される分野のいずれかの活動を行っていること。 エ　市域において市民活動を行っている、又はこれから行う団体であること。 オ　暴力団でない団体であること。 カ　暴力団が役員にいない団体であること。 キ　暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しない団体であること。